避難所におけるペット飼育のルール　(例)

|  |
| --- |
| ―お願い―・ペットの飼育、管理は飼い主が責任を持って行うこととしています。・以下のルールを守り、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方への配慮を心掛け、人間と動物が共存できる避難所づくりに協力してください。　　　　　　　　　　　■■■■■■避難所 |

１．避難可能なペット

(1)家庭で飼育している動物(野良犬、野良猫、販売業者が飼育する動物は含まない）のうち、犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」に限ります。

　　なお、屋内避難を行う場合、ペットはケージやキャリーバッグに入れる必要があります。

(2) 家畜として飼育している動物や、人に危害を加えるおそれのある危険な動物等の特定動物や特定外来生物及びこれらに類する動物は含みません。

　　また、魚類、爬虫類、両生類、昆虫を含む虫なども対象外とします。

２．ペットの避難スペース

(1)ペットの避難スペース以外でペットの飼育を行わないでください。

(2)ペットの避難スペースは被災状況や避難者の受入れ状況等を踏まえ、避難所運営担当者が指定します。

(3)被災状況や避難者の受入状況等により、ペットの避難スペースの場所が変わることがあります。

(4)事故防止のためペットの避難スペースには、原則飼い主及び避難所運営担当者以外は入らないでください。

(5)屋内では、移動時を除き、ペットは必ずケージ等に入れてください。

屋外でもペットは必ずケージ等に入れるか、伸びないリード等で所定の場所に繋ぎ止めてください。リード等でつなぐ場合には、ペット同士が接触しないように長さを調整してください。

(6)鳴き声等の対策として、可能であればペット同士の目線が合わないようにケージを設置する又は、ケージを毛布等で覆いましょう。

(7) ペットの避難スペース、施設は清潔にし、必要に応じて消毒しましょう(特に毛や排泄物)。

(8)糞尿やトイレシート・猫砂などは、ビニール袋に入れて硬く口を閉じてから所定の場所に廃棄してください。

(9)散歩中に排泄させる場合には、避難所から離れた場所で排泄させ、排泄物は必ず、ビニール袋等で回収してください。

(10) ペットの避難スペースから人の居住スペースに戻るときは、動物の毛や汚れなどを可能な限り除去しましょう。

(11)記入した「ペット避難カード（ペット登録票）」の写しをケージに貼るなど、他のペットと混同しないようにしましょう。

３．ペットの飼育

(1)給餌などの飼育は、全て飼い主が行ってください。

(2)ペットフードなどの必要物品の確保は飼い主自身で行ってください。

(3)ペットの放し飼いは、避難所のいかなる場所でも厳禁です。

(4)ペットをケージから出すときは、伸びないリードやハーネスを着用させ、逃げ出さないよう細心の注意を払ってください。また、ペット同士のトラブルを防ぐため、同時に多数のペットを出さないよう飼い主同士で調整してください。

４．飼い主同士の協力

(1)飼い主同士が協力し、役割分担を行いながらペットの飼育を行ってください。

(2)持病や負傷等により自分のペットの飼育ができない飼い主がいる場合には、他の飼い主で協力して当該ペットの飼育を行いましょう。

５．他の避難者への配慮

(1)避難所には、動物が苦手な人や動物アレルギーの人もいることを理解し、他の避難者への配慮を常に心がけてください。

６．避難所からの退所

(1)「避難所におけるペット飼育のルール」に記載してある内容を守らなかったり、著しく他の避難者やペット等に危害を加えるような場合などで、市の職員から退所するよう通告があった飼い主とそのペットは、速やかに避難所から退所してください。